

防災行政無線が4月1日から供用開始します

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

防災行政無線が、いよいよ4月から供用開始します。この防災行政無線によって、次のことができます。

■利便性

- ①スピーカーによる緊急情報の一斉放送
- ②戸別受信機による緊急情報の放送
- ③登録制メールによる防災・災害情報の取得
- ④SNSによる防災・災害情報の取得
- ⑤登録制FAXによる防災・災害情報の取得
- ⑥緊急速報メールによる防災・災害情報の取得
- ⑦防災・災害情報の電話応答
- ⑧地域・集落放送
- ⑨各地域（屋外拡声子局）と基地局の無線通話

■防災・減災力の強化

- ①気象情報や河川情報の一括管理（基地局）
- ②ワンオペレーションによる複数メディアへの一括配信（基地局）
※一括配信できるメディア（スピーカー、戸別受信機、緊急速報メール、登録制メール、SNS、ホームページなど）
- ③防災行政無線の設備には、全て72時間（3日間）のバッテリーが装備されているので、停電が起きても、72時間は防災・災害情報の発信ができます。



▲この拡声器で全方向への放送が可能に



▲南木倉に設置しているスピーカー

平成31年度 農地法許可申請締切日について

☎ 町農業委員会（農業振興課内） ☎ 282-1607

▼申請締切日

総会月	申請締切日
4月	2019年3月25日(月)
5月	// 4月22日(月)
6月	// 5月27日(月)
7月	// 6月25日(火)
8月	// 7月25日(木)
9月	// 8月26日(月)
10月	// 9月25日(火)
11月	// 10月25日(金)
12月	// 11月25日(月)
1月	// 12月20日(金)
2月	2020年1月27日(月)
3月	// 2月25日(火)

●第3条許可申請—耕作目的で農地を売買または賃借する場合

●第4・5条許可申請—農地を転用（宅地や山林など）する場合

■締切日 左図のとおり

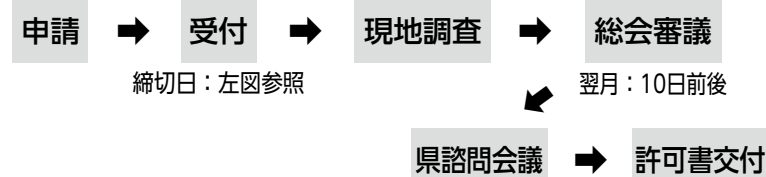
■農業委員会総会予定日 毎月10日前後

【申請から許可の流れ】

◎農地法第3条



◎農地法第4・5条



前町長に対する損害賠償請求訴訟判決— 町の主張が全面的に認められました

☎ 企画財政課 ☎ 282-1263

竹バイオマス事業への補助金支出に対する住民訴訟判決に基づき、町（原告）が前町長（被告）に対し9,279万3,000円の支払いを求めた損害賠償請求訴訟の判決が平成31年3月4日に熊本地方裁判所で言い渡され、町の主張が全面的に認められました。

◆判決は以下のとおり（原文のまま）

- 1 被告は原告に対し、9,279万3,000円およびこれに対する平成23年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

寄付金（見舞金）をいただきました

☎ 総務課 管理係 ☎ 282-1111

熊本地震発生後、個人や企業などからご支援をいただきました。町に対して9月1日から2月28日まで

に寄付金（見舞金）をいただいた方々は次のとおりです。誠にありがとうございます。（敬称略、順不同）

○下関海峡マラソン2018 ○田代東部会 ○(株)鶴屋百貨店（100%熊本百貨店）

●累計 7,621万8,160円(平成31年2月28日現在)

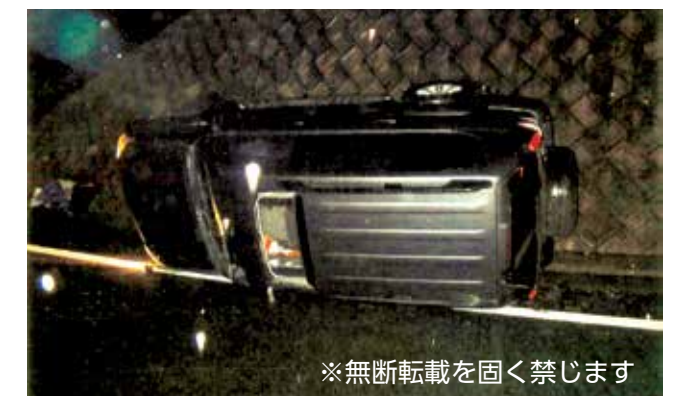
九州中央自動車道山都中島西IC出入口で事故が多発しています

☎ 建設課 維持管理係 ☎ 282-1312

九州中央自動車道山都中島西IC出入口では、車両の交通事故が多発しています。事故の形態はいずれも自損事故で、雨等で路面が濡れている時の発生が多く、高速道路本線から出口方面へ進行する車両がカーブを曲がりきれず事故が発生しています。

開通から1ヵ月半の短期間で5件発生しており、中には、死亡事故の恐れのある横転事故も発生しています。特に、雨天・降雪時は一層の注意が必要です。事故発生場所付近は、速度30^{km/h}と規制されています。

制限速度を守り、十分に減速するなど安全運転に努めてください。



▲カーブを曲がりきれなかった車の事故写真



●山都中島西ICに下る、カーブの箇所では事故が多発。制限速度は時速30^{km/h}です。カーブに差し掛かる前には減速しましょう。

●国道445号線から九州中央自動車道に進入する際に逆走が多い箇所です。標識を見て走行しましょう。